

入札公告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

令和5年2月1日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 熊田 知俊

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 46

1 調達内容

(1) 品目分類番号 6

(2) 調達件名

「令和5年度 鹿児島労働局リサイクルPPC用紙購入（単価契約）」

(3) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日

(5) 履行場所

支出負担行為担当官の指定する場所

(6) 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「物品の販売」（営業品目：紙・紙加工品類）の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間に次の⑤及び⑥については2保険年度）保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金
⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(5) 資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。

(8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(9) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(10) 当該調達品目等にかかる迅速なアフターサービス・メンテナンスが即日可能な体制が整備され、支出負担行為担当官が指定する日時、場所に納入することができる者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第1係 西原

電話 099-223-8275 内線 102 メールアドレス nishihara-kenta@mhlw.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び競争参加資格等確認関係書類の提出期間

令和5年2月1日（水）9時から令和5年4月4日（火）16時まで

競争参加資格等確認関係書類を上記期間中に、上記（1）宛てに提出すること。

※電子メールにて入札説明書の交付を希望する者は、上記（1）担当者へ連絡を入れること。

（3）入札書の提出期限

令和5年4月5日（水）15時まで

（4）入札書の提出方法

入札書の提出にあたっては、原則、政府電子調達システムで行う。なお、政府電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。紙入札方式を希望する場合、上記3.（1）へ上記3.（2）の競争参加資格等確認関係書類の提出期間中に、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」を提出すること。

（5）開札日時及び場所

日時：令和5年4月6日（木）11時開始

場所：鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階（鹿児島労働局総務部総務課）

※新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、当労働局へ来庁する事業者及び当労働局職員の感染予防等の観点から、当労働局会議室での立会方式での開札は行わない（入札結果については、応札者全員にメールや電話等にてお知らせする）。

4 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金 免除

（3）入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格等確認関係書類を**令和5年4月4日（火）16時まで**に提出しなければならない。入札者は、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。応札にいたるまでの諸経費は、応札希望者の負担とする。仮に不落札又は事前に提出すべき確認書類により応札できなかった場合も同様とする。

（4）入札の無効

①本公告に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

②入札書を受領した場合であって、当該競争参加資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

③支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出した入札書、入札書等に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書及び積算内訳書に計算誤りがあるものは無効とする。

④支出負担行為担当官が別に指定する保険料納付に係る申立書を提出せず、又は虚偽の申立をし、社会保険料及び労働保険料等に滞納が認められ、申立書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

（5）担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

（6）契約書作成の要否 要

（7）落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（8）手続きにおける交渉の有無 無

（9）契約締結日等

契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算（暫定予算案を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や本案件に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は双方で別途協議する。

（10）その他 詳細は入札説明書及び仕様書による。

令和5年度 鹿児島労働局リサイクルPPC用紙購入（単価契約）

入札説明書

鹿児島労働局総務部総務課

鹿児島労働局総務部総務課の入札公告(令和5年2月1日付け)に基づく入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 熊田 知俊

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 46

2 競争入札に付する事項

- (1) 品目分類番号 6
- (2) 調達件名 令和5年度 鹿児島労働局リサイクルPPC用紙購入(単価契約)
- (3) 調達件名の仕様等 当説明書及び別冊の仕様書による
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (5) 履行場所 別冊、仕様書のとおり
- (6) 入札方法

入札金額は総価で行う。また、落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

- ① 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費(関係機関への申請費用も含む)を含め契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ③ 契約金額については、入札積算内訳書に記載した単価の合計に消費税及び地方消費税額を加算した額(小数点以下切捨)とする。ただし、免税業者については消費税及び地方消費税額の加算は行わない。

3 競争参加資格

- (1) 次の各号に該当する者であること。
 - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、九州・沖縄地域で「物品の販売」(営業品目:紙・紙加工品類)の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。
 - ④ 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間に次の(5及び6については2保険年度)保険料について滞納がないこと。
 1. 厚生年金保険
 2. 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 3. 船員保険

4. 国民年金 5. 労働者災害補償保険 6. 雇用保険

- ⑤ 資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- ⑥ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- ⑦ 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- ⑧ 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑨ 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- ⑩ 当該調達品目等にかかる迅速なアフターサービス・メンテナンスが即日可能な体制が整備され、支出負担行為担当官が指定する日時、場所に納入することができる者であること。

なお、競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第2係

電話：099-223-8275 FAX：099-223-0575

(2) 競争参加資格の確認のための書類

- ① この一般競争に参加を希望する者は、令和5年4月4日(火)16時までに、競争参加資格等確認関係書類【資格審査結果通知書(全省庁統一資格)、一般競争入札参加申込書(別紙-1)、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙-2)、保険料納付に係る申立書(別紙-3)】を下記⑥宛てに提出すること。

提出期限までに提出がなかった場合には、入札への参加はできない。

なお、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 一旦受領した書類は返却しない。
- ④ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用することはない。

- ⑥ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第1係 担当：西原

電話：099-223-8275 (内線：102) FAX：099-223-0575

4 入札書の提出場所等

入札者はこの説明書及び別冊「仕様書」を熟読の上、入札書を提出しなければならない。契約条件、仕様等に疑義がある場合は、入札書を提出するまでの間に、当労働局に対して説明を求めて、すべて解消しておくこと。

入札書は、政府電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙(郵便の場合を含む)により入札の参加を希望する場合には、電子入札案件の紙入札方式での参加について(別紙-4)により、令和5年4月4日(火)16時までに申し出ること。

なお、政府電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従

い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。加えて、入札書提出後において不知、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

また、入札者は入札書とともに積算内訳の把握できる入札積算内訳書（別紙－6（1））を以下（1）、（2）の方法のいずれかにより提出すること。電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

（1）政府電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和5年4月5日（水）15時まで

政府電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、政府電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に政府電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うものとする。

② 入札積算内訳書（別紙－6（1））の提出方法

スキャナ等により電子データ化した入札積算内訳書を添付して、入札書と一緒に、政府電子調達システムにて送信すること。

（2）紙（郵便の場合を含む）により入札を行う場合

① 入札書の提出日時

令和5年4月5日（水）15時まで〈電子入札と同一日時〉

② 入札書の提出方法

入札書は別紙－5（1）の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ、社員及び代表者印を封印として押印する。ただし、委任状（別紙－7）の提出がある場合には、代理人の押印のみで足りるものとする。

封皮には、宛名（鹿児島労働局支出負担行為担当官殿と記載）及び氏名（法人の場合はその名称又は照合）を記載（氏名の記載は、社名の記載してある封筒を使用することでも可）した上で、『令和5年4月6日開札「令和5年度 鹿児島労働局リサイクルPPC用紙購入（単価契約）の入札書在中』と朱書しなければならない。

入札書に記入する数字はアラビア数字を、数字以外の文字は楷書体を用い、黒色ボールペンで鮮明に記入する。ただし、商号又は名称、代表者氏名及び代理人の氏名についてはゴム印等でも構わないものとする。入札書の日付は提出日を記入すること。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に、『令和5年4月6日開札「令和5年度 鹿児島労働局リサイクルPPC用紙購入（単価契約）の入札書在中』と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記3（2）の⑥宛に入札書の受領期限までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。

加えて、再度入札が行われる場合に、再度入札への参加を希望する者は、初度入札に係る入札書等【別紙－5（1）、別紙－6（1）】を入れた封筒に「1回目」と記入し、再入札書等【別紙－5（2）、別紙－6（2）】を入れた封筒には「2回目」と記入し、何回目入札書であるか分かるようにすること。

③ 入札積算内訳書（別紙－６（１））の提出方法

氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入（ゴム印等でも構わないものとする。）し、入札書を入れる封筒に同封のうえ提出すること。

（３）入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- ② 入札書を受領した場合であって、当該競争参加資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。
- ③ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙－２）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出した入札書、入札書等に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書及び積算内訳書に計算誤りがあるものは無効とする。
- ④ 支出負担行為担当官が別に指定する保険料納付に係る申立書（別紙－３）を提出せず、又は虚偽の申立をし、社会保険料及び労働保険料等に滞納が認められ、申立書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

（４）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（５）代理人による入札

- ① 代理人が政府電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。
- ② 代理人が紙（郵便の場合を含む）により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）し、入札書提出期限までに、別紙－７の様式による委任状を提出しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 開札

（１）開札の日時及び場所

令和５年４月６日（木） 11時開始

鹿児島労働局総務部総務課（鹿児島県鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎 2階）

※新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、当労働局へ来庁する事業者及び当労働局職員の感染予防等の観点から、当労働局会議室での立会方式での開札は行わない。

（２）開札の取扱い

当日の立会は行わず、開札の結果はメールや電話等にて連絡する。

ただし、政府電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又はその代理

人は、開札時刻には端末の前で待機しておくこと。また、代表者名で入札する場合の委任状は不要とする。

(3) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再入札書(別紙-5(2))及び再入札積算内訳書(別紙-6(2))により、直ちに1回のみ再度入札を行う。再度入札への参加を希望する者は、あらかじめ再度入札のための入札書を入札書提出期限までに提出しておくこと。

なお、政府電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとし、スキャナ等により電子データ化した再入札積算内訳書(別紙-6(2))を添付して、政府電子調達システムにより送信すること。

また、再度入札においても落札者が決定できない場合は、最低金額の申込者と予定価格の範囲内で随意契約を行う。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格等確認関係書類を令和5年4月4日(火)16時までに提出しなければならない。入札者は、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、応札にいたるまでの諸経費は、応札希望者の負担とする。仮に不落札又は事前に提出すべき確認書類により応札できなかった場合も同様とする。

(4) 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書4(1)又は(2)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに政府電子調達システムにおける電子くじを行い、落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を

メール又は電話、政府電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 契約締結日等

契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算（暫定予算案を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や本案件に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は双方で別途協議する。

(9) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案2通に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(10) 支払条件

別紙－8の契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受領した日から、30日以内に契約金額を支払う。

代金の請求は、「官署支出官 鹿児島労働局長」宛てに業務の履行が行われた後に行うこと。また、消費税を加算した額を請求するものとするが、免税業者については消費税の加算は行わないこと。

(11) 入札説明会について

本件入札にかかる入札説明会は実施しないので、必要に応じて詳細は担当者に確認すること。

(12) 障害発生時及び政府電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおり

- ・ ヘルプデスク 0570-014-889
- ・ ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、3(2)⑥の契約条項を示す場所及び問い合わせ先に連絡すること。

◎ 様式等

- ・ 別紙－1 一般競争入札参加申込書
- ・ 別紙－2 誓約書
- ・ 別紙－3 保険料納付に係る申立書
- ・ 別紙－4 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- ・ 別紙－5 (1) 入札書作成様式
- ・ 別紙－5 (2) 再入札書作成様式

- 別紙－6（1） 入札積算内訳書作成様式
- 別紙－6（2） 再入札積算内訳書作成様式
- 別紙－7 委任状
- 別紙－8 契約書（案）
- 別 冊 仕様書

[一般競争入札参加申込書提出期限]

令和5年4月4日（火）16時00分

一般競争入札参加申込書

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により申し込みたいします。

記

- 1 件名 「令和5年度 鹿児島労働局リサイクルPPC用紙購入（単価契約）」
- 2 競争に参加するものに必要な資格に関する事項について
 - (1) 令和04・05・06年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）における等級
九州・沖縄地域「物品の販売」（営業品目：紙・紙加工品類）（ ）等級
 - (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい・いいえ
 - (3) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない者であること。
（直近2年間の保険料の滞納が無いこと。） はい・いいえ
 - (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい・いいえ
 - (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。 はい・いいえ
 - (6) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行っていない。 はい・いいえ
 - (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中ではない。 はい・いいえ
 - (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていない。 はい・いいえ
 - (9) 当該調達品目等にかかる迅速なアフターサービス・メンテナンスが
即日可能な体制が整備され、支出負担行為担当官が指定する日時、
場所に納入することができる。 はい・いいえ

上記のとおり、競争参加資格を満たすことを証明します。また、契約締結後に当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には速やかに報告することや、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても当該報告が同様であることを誓約します。

加えて、事業の実施に当たっては、各種法令を遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

(参 考) 予算決算及び会計令

第2節 一般競争入札

- 第1款 一般競争参加者の資格 (第70条～第73条)
- 第2款 公告及び競争 (第74条～第82条)
- 第3款 落札者の決定等 (第83条～第93条)

第1款 一般競争参加の資格

(一般競争に参加させることができない者)

第70条

契約担当官等は、売買、賃貸、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争入札に参加させないことができる者)

第71条

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の真実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

[誓約書提出期限]

令和5年4月4日（火）16時00分

誓約書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員全員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

(参考様式)

役員等名簿

法人（個人）名： _____

所在地： _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

[保険料納付申立書提出期限]

令和5年4月4日（火）16時00分

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間（24か月間）に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、直近2年間（24か月間）に支払うべき社会保険料及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料の納付に係る書面を別添のとおり提出します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

所在地
名称又は商号
代表者氏名

* 上記期間に係る領収印のある納付書の写し又は保険料の納入を証明する書面を添付すること。

[紙入札申出提出期限]

令和５年４月４日（火）１６時００分

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名 令和５年度 鹿児島労働局リサイクル PPC 用紙購入（単価契約）
- 2 政府電子調達システムでの参加ができない理由
- 3 政府電子調達システムの導入予定時期
- 4 政府電子調達システムを導入できない理由（時期未定又は導入予定なしの場合に記入）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

(記入例)

別紙－4

[紙入札申出提出期限]

令和5年4月4日(火) 16時00分

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所 鹿児島市山下町〇〇－〇
商号又は名称 〇〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役 □□ 〇〇

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名 令和5年度 鹿児島労働局リサイクル PPC 用紙購入(単価契約)
- 2 政府電子調達システムでの参加ができない理由
 - ・認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため
 - ・電子調達システムの導入について検討中であるため
- 3 政府電子調達システムの導入予定時期
令和〇年〇月頃 若しくは 時期未定 又は 導入予定なし
- 4 政府電子調達システムを導入できない理由(時期未定又は導入予定なしの場合に記入)
※政府電子調達システム導入にあたって妨げとなっている事情や、その他電子調達システムを導入できない理由を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

[入札書受領期限]

令和5年4月5日（水）15時00分

入札書

¥

（消費税及び地方消費税は含まない。）

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字を下欄に記載すること。

--	--	--

件名：令和5年度 鹿児島労働局リサイクルPPC用紙購入（単価契約）

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代 表 者

代 理 人

印

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

[再入札書受領期限]

令和 年 月 日（ ） 時 分

再 入 札 書

¥

（消費税及び地方消費税は含まない。）

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字を下欄に記載すること。

--	--	--

件名：令和5年度 鹿児島労働局リサイクルPPC用紙購入（単価契約）

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代 表 者

代 理 人

印

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

入札積算内訳書

No.	品名	仕様	単位	メーカー名	製品名	品番	総合評価値	予定数量	単価 (税抜)	小計 (税抜)
1	PPC用紙	A3	1箱 (1,500枚)					90		
2	PPC用紙	A4	1箱 (2,500枚)					6,867		
3	PPCカラー用紙	A4 (青)	1箱 (2,500枚)					18		
4	PPCカラー用紙	A4 (緑)	1箱 (2,500枚)					37		
5	PPCカラー用紙	A4 (桃)	1箱 (2,500枚)					31		
									合計	

名称又は称号

再入札積算内訳書

No.	品名	仕様	単位	メーカー名	製品名	品番	総合評価値	予定数量	単価 (税抜)	小計 (税抜)
1	PPC用紙	A3	1箱 (1,500枚)					90		
2	PPC用紙	A4	1箱 (2,500枚)					6,867		
3	PPCカラー用紙	A4 (青)	1箱 (2,500枚)					18		
4	PPCカラー用紙	A4 (緑)	1箱 (2,500枚)					37		
5	PPCカラー用紙	A4 (桃)	1箱 (2,500枚)					31		
									合計	

名称又は称号

[入札書受領期限]

令和5年4月5日（水）15時00分

委任状

(住所) _____

私は、(氏名) _____ 印 を代理人と定め下記事項の

入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 令和5年度 鹿児島労働局リサイクルPPC用紙購入（単価契約）

令和 年 月 日

住 所

商 号

代 表 者

印

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

代理人入札に係る留意事項

代理人をもって入札に参加する場合には、下記により委任状を作成の上、入札書提出の際に提出してください。

1. 入札を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合

(1) 委任状の委任者名は、その法人の代表者名とし、代理人は入札を行うものとする
こと。

(2) 入札書の入札者は上記代理人とすること。

2. 入札を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合

(1) 委任状は、「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」の
形で委任状を二通作成すること。

イ) 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所の長に対し委任する場合の委任状
の場合、委任状の代表者は、その法人の代表者名とし、代理人はその支店又は
営業所の長とすること。

ロ) 同一法人の支店又は営業所の長が更に他の者に委任する場合の委任状の場合、
委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所の長とし、代理人は実際に入札
を行う者とする。 (なお、任意代理人の復任権は、制限されており、本人
の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を
選任することができない (民法第 104 条) 。)

(2) 入札書は前記 1 と同様、入札者を上記代理人 (実際に入札を行う者) とすること。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 ○○ ○○ を甲とし、受託者○○○○を乙として、「令和5年度 鹿児島労働局リサイクルPPC用紙購入」についての単価契約を次の条項により締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 甲は乙に対して物品の納入を依頼し、その対価を乙に支払うものとする。

2 物品は、仕様書に記載のあるもののほか、別紙1「令和5年度 PPC 用紙単価契約一覧」で明記されたものとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和5年4月○日（契約締結日）から令和6年3月31日までとする。

(契約金額)

第4条 本契約は単価契約とし、甲が乙に支払う PPC 用紙購入の単価は、別紙1「令和5年度 PPC 用紙単価契約一覧」に消費税及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）を加算した金額とする。

(契約保証金)

第5条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施工令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(再委託)

第7条 乙は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ、様式第1号「再委託承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

- 3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。
- 4 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めのない限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係のある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

（再委託先の変更）

第8条 乙は、再委託先又は承認を受けた内容を変更する場合は、様式第2号「再委託内容変更承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第9条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の称号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式第3号「履行体制図届出書」を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに様式第4号「履行体制図変更届出書」を甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、提出を要しない。
 - (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
 - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合
 - (3) 契約金額の変更のみの場合
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（秘密の保持）

第10条 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び乙が甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- 2 乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報を、本契約の履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
- 3 乙は、第1項に規定する秘密情報を、甲の承認を得た場合を除き複製してはならない。
- 4 乙は、本契約終了後乙の保有する秘密情報のすべてについて、甲の指示に従い返却若しくは消去しなければならない。
- 5 乙は、秘密情報の漏えい等があった場合には直ちに甲へ連絡するものとし、その対応に係

る甲の指示に従わなければならない。

- 6 乙は、自らの従事者及び第7条により甲の承認を受けた第三者に、本条の業務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 7 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部を解除することができるものとする。
- 8 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、乙に対して第4条に定める契約単価に予定数量（請求時に件数が確定しているときは確定件数）を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額を違約罰として請求することができるものとする。この場合、乙は、甲、甲が属する組織全体に属する全部又はいずれかの組織（以下「甲等」という。）が実際に被った損害について、第24条の損害賠償責任を免れないものとする。
- 9 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（個人情報に関する秘密の保持）

第11条 乙が、本契約の遂行上知る得ることとなった個人情報は、本契約の範囲外において使用してはならない。

- 2 乙は、本契約の遂行上必要な個人情報であっても、あらかじめ書面により甲へ届出を行い、承認を得た上でなければ、複製又は謄写等を行ってはならない。
- 3 乙は、本契約の遂行にあたって、個人情報の紛失、盗用、漏えい等の事故等（以下「事故等」という。）を防止するために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、本契約の遂行上個人情報に接する可能性がある乙の従業員等以外の者が個人情報に接することがないように措置するとともに、乙の責任において乙の従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。
- 5 乙は、第三者から本契約の範囲内の個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問い合わせを受けた場合、直ちに甲に連絡の上、甲の指示に従わなければならない。
- 6 乙は、本契約の遂行上、事故等が発生させ、もしくはその恐れがあることを知った場合には、直ちに甲に連絡し、その対策を講じなければならない。なお、甲等又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙がその損害を賠償しなければならない。

（費用負担）

第12条 本契約に要する費用及び物品納入に要する費用については、仕様書に別段の定めがない限り、その一切を乙の負担とする。

（事情変更）

第13条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。

- 2 前項の場合において、本契約の定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面により定めるものとする。

(納入期限及び場所)

第14条 乙が物品を納入する期限及び場所は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙は、第3条の契約期間中甲の発注する数量の物品を、甲の指定した場所に発注日の翌日から起算して指定場所の閉庁日（土日祝日等）を除き20日以内に納入するものとする。
- (2) 納入場所は、別紙2「納品先一覧」のとおりとする。

(検査)

第15条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめ希望検査日時、場所、品名、数量等の必要事項を納入場所の担当者に通知し、立会のうえ検査を受けなければならない。ただし、乙に差支えがあって立会することができない場合は、あらかじめ甲の承諾を得た確実な代理人を差し向けることができる。

- 2 甲は、前項の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 物品は、すべて甲の指示（仕様書等）のとおりであって、甲の行う検査に合格しなければならない。
- 4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転等)

第16条 物品の所有権は、検査の終了（物品を甲が合格品と認めて検印を押捺し、合格品を受領のうえ乙にその受領証を交付したとき）をもって移転する。

- 2 所有権移転前に生じた物品等の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。但し、甲の故意又は過失によって生じた場合は、この限りでない。

(不合格品引取)

第17条 乙は、検査を受けた結果、不合格となった場合は、甲が別途指定する期限までに物品を撤去しなければならない。

- 2 甲は、前項の期限経過後、物品を他の場所に運搬し、第三者に保管を託すことができる。
- 3 前2項の場合に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(納入期限の遅延)

第18条 甲は、乙が第14条第1項の期限内に物品を納入しない場合において、遅延料を徴し延期を許可することができる。遅延料はその期限の翌日より起算し、遅滞1日ごとにその代金の1,000分の1に相当する金額とする。

- 2 乙は、天災地変その他正当な理由により第14条第1項の期限内に物品を納入できない場合は、期限内にその理由を記して甲に延期の請求をすることができる。この場合において、甲はその請求を正当と認めたときはこれを許可し、前項の遅延料を免除することができる。

(契約金額の請求及び支払)

第19条 乙は、各月の甲による検査が実施され合格したときは、各納入場所に納品した数量に第4条に定める契約単価を乗じて、さらに消費税額等を加算して得た金額を甲の指示する区分ごと

に請求書を作成し、官署支出官 鹿児島労働局長（以下「官署支出官」という。）に請求するものとする。

- 2 前項の消費税額等は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、算出した額（1 円未満切捨）である。
- 3 官署支出官は、第 1 項の規定による適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に予め甲の定める方法により乙に支払わなければならない。
- 4 前項の期限内に官署支出官の支払いがないときは、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」に規定する条項に定めた割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

（危険負担）

第 20 条 本契約の給付が、甲又は乙の責に帰さない事由により、給付されない場合の危険は、第 15 条第 2 項に規定する検査完了までは乙が負担し、検査完了後は甲が負担するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 21 条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 22 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命

令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を、違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第23条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第24条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。

2 前項の損害には、甲等が乙に対し履行を求める一切の費用、甲等の提供する行政サービスの受領者（以下「受領者等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲等が受領者等に支払いを命ぜられた金額及び甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びに訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

3 甲は、乙が本契約に基づいて行う業務により生じた人体又は財物等の損害等については、賠償の責を負わないものとする。

(解除)

第25条 乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の遂行に重大な支障が生じると認めたときは、甲は何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部

又は一部を解除することができるものとする。ただし、解除に関し本契約上に他の条項がある場合は同条項を優先する。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき
 - (2) 相当な理由がなく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき
 - (3) 甲に重大な損害又は危害をおよぼしたとき
 - (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由あるとき
 - (5) 著しい納期の延期があったとき
 - (6) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (7) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき
 - (8) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき
 - (9) 手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき
 - (10) 解散の決議をしたとき
 - (11) 競争参加資格に反する事実が明らかになったとき
 - (12) 法令に反する事実が明らかになったとき
- 2 甲が前項の規定により本契約を解除した場合には、甲は乙に対し、契約金額の100分の10に相当する相当する金額を違約金として請求できるものとする。
- 3 乙が本契約上の規定に違反した場合には、甲は第1項の解除をしなくても、乙に対して、前項の金額を違約金として請求することができるものとする。
- 4 前2項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、前条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- 5 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部または一部を解除することができる。
- 6 甲による本契約又は民法の各規程に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 27 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 28 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人等又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負人等に関する契約解除)

第 29 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 30 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(履行内容が契約の内容に適合しない場合の措置)

第 31 条 甲は、第 15 条に規定する検査に合格した物品の納品を受けた後において、当該物品が契約

の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲に指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと。
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り、若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した場合においてもなお前2項を適用するものとする。

（本契約の任意解約等）

- 第32条 甲は、第15条に規定する検査完了せざる間は、自己の都合により本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打ち切ることができるものとする。
- 2 甲は、前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打ち切りをした場合、乙の要求により、本契約の内容変更の場合には合理的な追加費用、本契約の中断・打ち切りの場合には、当該時点までに乙に発生した合理的な費用を補償する。
- 3 前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償等をその他名目のいかんを問わず金銭の要求をできないものとする。

（法律、規格等の遵守）

- 第33条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

（労働関係法令の遵守）

- 第34条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該業務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

- 第35条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

- 第36条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する誓約書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

- 第37条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。一部解除の場合は、解除部分に相当する代金。以下同じ。）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(虚偽の競争参加資格等確認関係書類等に係る契約解除)

- 第38条 甲は、乙が本契約締結以前に甲に提出した競争参加資格等確認関係書類及びその他の契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚したときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(虚偽の競争参加資格等確認関係書類等に係る違約金)

- 第39条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は違約金として、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第40条 甲は、第26条、第27条、第29条第2項、第36条第1項、同第2項及び第38条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第26条、第27条、第29条第2項、第36条第1項、同第2項及び第38条の規定により本契約を解除した場合において甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
 - 3 甲は、第26条、第27条、第29条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争の解決)

第 41 条 本契約に関連して、訴訟の必要が生じた場合は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする訴訟手続きによって解決するものとする。

(補則)

第 42 条 本契約に関し、疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住 所	鹿児島県鹿児島市山下町 13-21
	名 称	支出負担行為担当官
	代表者	鹿児島労働局総務部長 ○○ ○○ ㊞

乙	住 所	
	名 称	
	代表者	

(様式第1号)

番
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商 号
代表者氏名

再委託承認申請書

令和5年度 鹿児島労働局リサイクル PPC 用紙購入（単価契約）の実施にあたり、その一部を下記により再委託することとしたいので申請します。

記

- 1 再委託の相手方
住所
氏名
- 2 再委託を行う業務の範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 委託する相手方が委託される業務を履行する能力
- 5 再委託を行う金額
※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

(様式第2号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商 号
代表者氏名

再委託内容変更承認申請書

令和5年度 鹿児島労働局リサイクル PPC 用紙購入（単価契約）の実施にあたり、その一部を再委託することとし、令和 年 月 日付けで承認を受けた内容を下記のとおり変更することとしたいので申請します。

記

	(変更前)	(変更後)
1 再委託の相手方		
2 再委託を行う業務の範囲		
3 再委託の必要性		
4 変更後の事業者が委託される業務を履行する能力		
5 再委託を行う金額		

※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

(様式第3号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商 号
代表者氏名

履行体制図届出書

契約書第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出します。

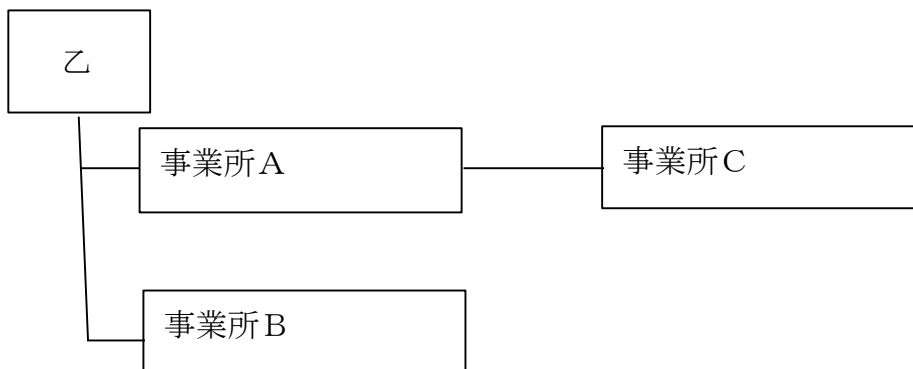
記

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業所のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額（円）	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・		
B			
C			



(様式第4号)

番
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商 号
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第9条第2項の規定により、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

令和5年度 PPC用紙単価契約一覧

No.	品名	仕様	単位	単価 (税別)
1	PPC用紙	A3	1箱 (1,500枚)	
2	PPC用紙	A4	1箱 (2,500枚)	
3	PPCカラー用紙	A4 (青)	1箱 (2,500枚)	
4	PPCカラー用紙	A4 (緑)	1箱 (2,500枚)	
5	PPCカラー用紙	A4 (桃)	1箱 (2,500枚)	

納品先一覧

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鹿児島労働局 山下町庁舎	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階	099-223-8275
鹿児島労働局 東千石庁舎	892-0842	鹿児島市東千石町14-10 天文館NNビル 5・8階	099-223-8280
鹿児島労働局 西千石庁舎	892-0847	鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1・2・3階	099-219-8711
鹿児島労働基準監督署	890-8545	鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175
川内労働基準監督署	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内地方合同庁舎 4階	0996-22-3225
鹿屋労働基準監督署	893-0064	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎 5階	0994-43-3385
加治木労働基準監督署	899-5211	姶良市加治木町新富町98-6	0995-63-2035
名瀬労働基準監督署	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎 3階	0997-52-0574
鹿児島公共職業安定所	890-8555	鹿児島市下荒田1-43-28	099-250-6060
鹿児島公共職業安定所 熊毛出張所	891-3101	西之表市西之表16314-6 種子島合同庁舎 1階	0997-22-1318
ワークプラザ天文館	892-0842	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル 6階	099-223-8010
マザーズコーナーかごしま	892-0842	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル 6階	099-223-2821
鹿児島新卒応援ハローワーク	892-0842	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル 3階	099-224-3433
ワークサポートみなみ	890-0073	鹿児島市宇宿2-3-5 オープンアミスマ 3階	099-257-5670
生活・就労支援センターかごしま	892-8677	鹿児島市山下町11-1 鹿児島市役所東別館 1階	099-808-0072
川内公共職業安定所	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内地方合同庁舎 1階	0996-22-8609
川内公共職業安定所 宮之城出張所	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地2035-3	0996-53-0153
鹿屋公共職業安定所	893-0007	鹿屋市北田町3-3-11 鹿屋市産業支援センター 1階	0994-42-4135
国分公共職業安定所	899-4332	霧島市国分中央1-4-35	0995-45-5311
国分公共職業安定所 大口出張所	895-2511	伊佐市大口里768-1	0995-22-8609
霧島わかものハローワーク	899-5117	霧島市隼人町見次1229 イオン隼人国分店 2階	0995-64-2251
姶良市ふるさとハローワーク	899-5432	姶良市宮島町32-4	0995-67-8510
加世田公共職業安定所	897-0031	南さつま市加世田東本町35-11	0993-53-5111
伊集院公共職業安定所	899-2521	日置市伊集院町大田825-3	099-273-3161
大隅公共職業安定所	899-8102	曾於市大隅町岩川5575-1	099-482-1265
志布志市ふるさとハローワーク	899-7192	志布志市志布志町志布志2-1-1 志布志市役所 志布志支所 2階	099-471-1710
出水公共職業安定所	899-0201	出水市緑町37-5	0996-62-0685
名瀬公共職業安定所	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎 1階	0997-52-4611
名瀬公共職業安定所 徳之島分室	891-7101	大島郡徳之島町亀津553-1 徳之島合同庁舎 1階	0997-82-1438
指宿公共職業安定所	891-0404	指宿市東方9489-11	0993-22-4135

仕 様 書

1 件名

令和5年度 鹿児島労働局リサイクル PPC 用紙購入(単価契約)

2 担当部署

鹿児島労働局総務部総務課会計第1係 西原

鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階

電話 099-223-8275 FAX 099-223-0575

3 履行期間

契約締結日～令和6年3月31日

(1) 仕様内容品目

別紙1「品目及び予定数量」のとおり。

予定数量はあくまでも予定であるため、増減については了承すること。

(2) 発注方法

- ① 発注は、原則月1回行うこととするが、納品先部署のPPC用紙の在庫状況に応じ、必要な都度行う。
- ② 発注は、電子メール又は郵送にて行う。
- ③ 発注書を受領したら直ちに内容を確認し、送信元に電子メールによる返信又は電話連絡をすること。

(3) 納品について

- ① 納品先部署は、別紙2「納品先一覧」のとおりとする。
- ② 納品は、納品先部署の閉庁日(土日祝日等)を除き、発注日の翌日から起算して20日以内に納品できること。正当な理由で期限に間に合わない場合は、その旨、納品先の担当者へ連絡すること。
- ③ 郵送による納品も可能とするが、原則として郵送する段ボール等が複数ある場合は、同日に納品すること。なお、郵送事故による品目の破損等は契約業者の負担により新品に取り替えること。
- ④ 納品後は、納入先官署に「納品書」を交付し、担当者の署名若しくは捺印を「納品書控」等に受領すること。
なお、郵送による場合は、梱包する箱等に分かりやすく「納品書」、「納品書控」及び「返信用封筒」を同封すること。納品書控は、納入官署の検査完了後に署

名等を行い、同封の返信用封筒で返送することとする。

- ⑤ 使用推奨期限があるものについては、納品日から1年以上の期間があるものに限る。
- ⑥ 納品後、障害発生時の窓口は、落札業者において一本化することとし、誠意を持って迅速に対応すること。また、その障害の原因及び処置内容等を上記2の担当部署及び障害が生じた部署あてに連絡すること。

(4) 入札書積算内訳書について

- ① 入札積算内訳書(入札説明書 別紙6-(1))については、入札書とあわせて提出すること。
- ② 入札積算内訳書には各品目の単価(消費税抜き)を記入すること。
- ③ 入札書に記載する金額は、当該単価契約の内容を全て履行するにあたって必要となる諸費用を全て含むこととする。
- ④ 予定数量に単価を乗じて得た金額の合計が予定価格の範囲内であり、かつ、最も低額であったものを落札者とする。

4 その他留意事項

- ・ 落札者は、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ・ 仕様書等についての疑義は、必ず入札書提出時までには解消しておくこと。
- ・ この仕様書に定めのない実施上の事項については、その都度協議し、文書にて取り決めるものとする。
- ・ 本業務の全部を第三者(会社法に規定する子会社を含む。)に委託することはできない。なお、本業務の一部につき、再委託を行う場合は、事前に所定の様式により再委託承認申請を行い、発注者の承認を得ること。
- ・ 契約締結後、契約品目を製造中止等により提供できなくなる場合は、事前に当労働局の担当者(上記2担当部署)に通知すること。また、提供できなくなった契約品目については、後継製品もしくは同等以上の製品を同一の契約単価で提供すること。ただし、該当する製品がない場合は、この限りではない。
- ・ 契約内容の履行確認等のため、発注者より要請があった場合は打合せ等に応じること。
- ・ 落札者は、製造元より仕様の「品質証明書」を速やかに提出すること。
- ・ 契約内容の不履行等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

鹿児島労働局総務部総務課会計第1係 電話番号:099-223-8275

品目及び予定数量

No.	品名	仕様	単位	予定数量
1	PPC用紙	A3	1箱 (1,500枚)	90
2	PPC用紙	A4	1箱 (2,500枚)	6,867
3	PPCカラー用紙	A4 (青)	1箱 (2,500枚)	18
4	PPCカラー用紙	A4 (緑)	1箱 (2,500枚)	37
5	PPCカラー用紙	A4 (桃)	1箱 (2,500枚)	31
合計				7,043

規格

(1) 共通事項

- ① 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)基本指針の「コピー用紙」に係る判断の基準を満たす製品であること。(別紙3参照)
- ② 契約期間中、継続して納品が可能である製品であること。
- ③ 500枚単位でラミネート紙等の耐透湿性の包装紙で包装の上、5包で1箱の段ボール箱詰、A3版コピー用紙のみ3包で1箱の段ボール箱詰とする。なお、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
- ④ 裁断方法はロータリーカット方式であること。
- ⑤ 用紙の切り口には、バリがないこと。
- ⑥ 折れ、しわ、傷、汚れ、異物等の混入のない用紙であること。
- ⑦ 両面コピーに対応した用紙であること。
- ⑧ 複写機、デジタル印刷機及びレーザープリンター対応であること。

(2) PPC用紙

- ① サイズは、A3版・A4版の2種類とする。
- ② 坪量66g/m²とし、±4g/m²の誤差を認める。

(3) PPCカラー用紙

- ② サイズは、A4とし、カラーは青・緑・桃の3色とする。
- ③ 坪量66g/m²とし、±4g/m²の誤差を認める。

納品先一覧

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鹿児島労働局 山下町庁舎	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階	099-223-8275
鹿児島労働局 東千石庁舎	892-0842	鹿児島市東千石町14-10 天文館NNビル 5・8階	099-223-8280
鹿児島労働局 西千石庁舎	892-0847	鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1・2・3階	099-219-8711
鹿児島労働基準監督署	890-8545	鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175
川内労働基準監督署	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内地方合同庁舎 4階	0996-22-3225
鹿屋労働基準監督署	893-0064	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎 5階	0994-43-3385
加治木労働基準監督署	899-5211	姶良市加治木町新富町98-6	0995-63-2035
名瀬労働基準監督署	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎 3階	0997-52-0574
鹿児島公共職業安定所	890-8555	鹿児島市下荒田1-43-28	099-250-6060
鹿児島公共職業安定所 熊毛出張所	891-3101	西之表市西之表16314-6 種子島合同庁舎 1階	0997-22-1318
ワークプラザ天文館	892-0842	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル 6階	099-223-8010
マザーズコーナーかごしま	892-0842	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル 6階	099-223-2821
鹿児島新卒応援ハローワーク	892-0842	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル 3階	099-224-3433
ワークサポートみなみ	890-0073	鹿児島市宇宿2-3-5 オープンアミスマ 3階	099-257-5670
生活・就労支援センターかごしま	892-8677	鹿児島市山下町11-1 鹿児島市役所東別館 1階	099-808-0072
川内公共職業安定所	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内地方合同庁舎 1階	0996-22-8609
川内公共職業安定所 宮之城出張所	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地2035-3	0996-53-0153
鹿屋公共職業安定所	893-0007	鹿屋市北田町3-3-11 鹿屋市産業支援センター 1階	0994-42-4135
国分公共職業安定所	899-4332	霧島市国分中央1-4-35	0995-45-5311
国分公共職業安定所 大口出張所	895-2511	伊佐市大口里768-1	0995-22-8609
霧島わかものハローワーク	899-5117	霧島市隼人町見次1229 イオン隼人国分店 2階	0995-64-2251
姶良市ふるさとハローワーク	899-5432	姶良市宮島町32-4	0995-67-8510
加世田公共職業安定所	897-0031	南さつま市加世田東本町35-11	0993-53-5111
伊集院公共職業安定所	899-2521	日置市伊集院町大田825-3	099-273-3161
大隅公共職業安定所	899-8102	曾於市大隅町岩川5575-1	099-482-1265
志布志市ふるさとハローワーク	899-7192	志布志市志布志町志布志2-1-1 志布志市役所 志布志支所 2階	099-471-1710
出水公共職業安定所	899-0201	出水市緑町37-5	0996-62-0685
名瀬公共職業安定所	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎 1階	0997-52-4611
名瀬公共職業安定所 徳之島分室	891-7101	大島郡徳之島町亀津553-1 徳之島合同庁舎 1階	0997-82-1438
指宿公共職業安定所	891-0404	指宿市東方9489-11	0993-22-4135

環境物品等の調達に関する基本方針（令和4年2月）より抜粋

【情報用紙】

コピー用紙	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	--

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

4 「総合評価値」とは備考5に示されるYの値をいう。

「指標値」とは、備考5に示される X_1, X_2, X_3, X_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、

備考5に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考5の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値をいう。

5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$$

Y 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y (総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x_2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 : 間伐材等パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値 $\pm 3\%$ の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

x_6 : 坪量 (g/m^2)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の $\pm 5\%$ の範囲内については許容する。

6 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

7 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイト公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にとっては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月18日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にとっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。

10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

入札説明書受領通知書

鹿児島労働局総務部総務課 会計第1係 西原 行

メールアドレス: nishihara-kenta@mhlw.go.jp

入札件名	令和5年度 鹿児島労働局リサイクルPPC用紙購入(単価契約)	
入札参加方法 (いずれかに○を付けてください)	電子調達システム	紙入札
入札説明書受領日	令和 年 月 日	
会社名		
担当者名		
担当者連絡先		
FAX番号		
備考		

※ 入札説明書を当局ホームページからダウンロードされた方は、本票を作成の上、上記宛先へ提出してください。

※ 本票は、本件入札に関して連絡を行う必要が生じた際の連絡先の確認のためのものです。

※ 入札説明書をWord・Excelデータでの提供を希望される場合は、備考欄に、メールアドレスを記入した上で、入札説明書のWord・Excelデータの提供を希望する旨記入してください。

※ 上記のメールアドレスの@以降の記載は、アルファベットの小文字で「エムイチエルダブリュー ドットジーオー ドットジェイピー」となります。